4　平成二十六年六月一日から平成二十六年十一月三十日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準については、規則第一条の七の四第一号ニ中「二年」とあるのは、「一年」とする。

5　平成二十六年十二月一日から平成二十七年五月三十一日までの間における既存一般廃棄物埋立地及び既存産業廃棄物埋立地に係る埋立処分の基準については、規則第一条の七の四第一号ニ中「二年」とあるのは、「一年六月」とする。

（余水吐きから流出する海水の水質の基準に関する経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第一項第二号若しくは第十八号に掲げる排出方法による排出又は同条第二項若しくは第四項に規定する廃棄物の排出を行っている者が行う排出に係る埋立場所等（同条第一項に規定する埋立場所等をいう。）に設けられている余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第三十八号）第一項第一号に規定する排水基準については、当分の間、新令別表第一の一・四―ジオキサンの項中「〇・五㍉グラム」とあるのは、「一〇㍉グラム」とする。

（特定廃棄物の埋立処分の場所に関する経過措置）

第六条　この省令の施行の際現に存する特定廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）の埋立処分の基準については、当分の間、この省令による改正後の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則別表第四の一・四―ジオキサンの項中「〇・五㍉グラム」とあるのは、「一〇㍉グラム」とする。

第七条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）第三条第二項中「第一条の二第五十三項」を「第一条の二第十五項」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部改正）

第八条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「一四の項」を「一〇の項」に改め、同条第二項中「一三の項」を「九の項」に、「四九の項」を「四七の項」に改める。

附則第三条第一項中「一四の項」を「一〇の項」に改め、同条第二項中「一三の項」を「九の項」に、「四九の項」を「四七の項」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第九条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成十五年環境省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項を次のように改める。

第四条　削除

附則第四条第二項中「四九の項」を「四七の項」に改め、「行う限り、」の下に「第一条の規定による改正後の」を加える。

附則第五条第一項を次のように改める。

第五条　削除

附則第五条第二項中「四九の項」を「四七の項」に、「判定基準省令」を「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）」に改める。

告　　示

○総務省告示第八十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十五年二月二十一日

総務大臣　新藤　義孝

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道斜里郡小清水町字北斗386番1号（61.00） (2)　北海道斜里郡小清水町字上徳445番2号（207.50）	北緯43度54分03秒東経144度30分03秒の地点と北緯43度48分36秒東経144度25分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　北海道苫小牧市新開町2丁目2番8号（88.30） (2)　北海道苫小牧市字弁天508番1（32.30）	北緯42度39分43秒東経141度39分11秒の地点と北緯42度39分13秒東経141度40分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯42度38分59秒東経141度41分40秒の地点と北緯42度38分00秒東経141度44分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　宮城県栗原市築館源光15―78―9（75.80） (2)　宮城県栗原市一迫柳目字中ノ尚94―132（122.00）	北緯38度43分42秒東経141度00分12秒の地点と北緯38度43分33秒東経140度59分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯38度43分32秒東経140度59分26秒の地点と北緯38度43分20秒東経140度58分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度43分20秒東経140度58分32秒の地点と北緯38度43分18秒東経140度58分22秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　宮城県遠田郡涌谷町大字箟岳字花立29―2（251.80） (2)　宮城県登米市登米町小島西針田219―1（127.40）	北緯38度33分58秒東経141度10分23秒の地点と北緯38度37分57秒東経141度15分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　宮城県大崎市古川駅前大通3―2―1（71.90） (2)　宮城県遠田郡美里町中埣字新高畑188（55.50）	北緯38度34分28秒東経140度57分56秒の地点と北緯38度34分43秒東経141度00分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　宮城県栗原市金成有壁伊勢堂151―1（171.60） (2)　岩手県一関市藤沢町黄海字上曲田334―8（181.10）	北緯38度52分26秒東経141度07分59秒の地点と北緯38度48分43秒東経141度15分23秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1)　宮城県栗原市金成有壁伊勢堂151―1（171.60） (2)　岩手県一関市萩荘字焼切178―9（217.50）	北緯38度52分27秒東経141度07分57秒の地点と北緯38度53分13秒東経141度06分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯38度53分17秒東経141度06分12秒の地点と北緯38度53分21秒東経141度06分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、